



木心鐵板被輪 一對

大阪府南河內郡道明寺村澤田長持山古墳發見（小林氏論文參照）

上代日本における乗馬の風習

小林 行 雄

〔梗概〕 最近、騎馬民族の征服によつて日本の國家が設立されたという説が學界をにぎわしたが、この説自身には問題の國家設立の時期決定について、整理されていない矛盾がある。考古學上から乗馬の風習を實證しうる遺物の上限を求めると、それは五世紀以前に遡ることがきわめて困難であり、その普及は五世紀後葉以後のことと考えられる。その傍證を書紀に求めると、こゝでも馬に關する記事は主に五世紀以後の記述にあらわれ、四世紀までの記事はほとんど疑わしいものである。しかも、五世紀代のが國の馬具が南鮮のものと同一型式に屬しているように、ほんゞ信ずるに足る馬に關する記事は、まず朝鮮との交渉を述べた文中に見出される。すなわち上代日本における乗馬の風習は當時の南鮮出兵を通じて、騎馬民族と直接間接に接觸した結果、はじめてわが國にもたらされたものであり、その普及には相當の期間を要したのである。もちろん騎馬民族による日本の國家の設立はありえない。

近時の日本古代史學界において、相當の波紋を卷きおこした話題の一つとして、江上波夫氏等の提唱にかゝる、騎馬民族の征服による日本國家設立説なるものがある。

上代日本における乗馬の風習(小林)

ことあたらしく書き立てるにも及ぶまいと思うが、これは雑誌『民族學研究』第十三卷第三號に提載された、「日本民族の文化の源流と日本國家の形成」と題する座談會において、岡正雄・八幡一郎・江上波夫・石田英一郎の四人の出席者のうち、主として江上氏の發言の部分によつて讀むことのできる所説である。

まずその要旨を摘録すると、氏は古墳時代を前期と後期とに分ち、それぞれの文化の状態を比較して、「彌生式文化時代及びそれにつづいた古墳文化前期の呪術的な、象徴的な、平民的な、東南アジア的な、いわば農耕民族的な特徴が甚しく減少して、（後期になると）現実的な、戦闘的な、Herrenm 的な、北方アジア的な、いわば騎馬民族的な特徴が著しく支配的になつた。」（二三九頁、括弧内小林挿入）と説明される。古墳時代の文化におけるこの二つの

類型の設定に對しては、いまの場合には異論をとなえる必要はない。つづいて氏は「彌生式文化乃至前期古墳文化を有した倭人が自らの發意で、これを積極的に受入し、普及せしめたと解釋」するために必要な「内部的原因」が考えられないことへの注意をうながされるのである。たしかに古墳時代文化の二つの類型の交替が、單なる内部的原因のみによつては説明しがたいということは、誰しも異議のないところであらう。

そこで氏は六箇條の理由を擧げて、「私は前期古墳文化人たる倭人が自主的な立場で、騎馬民族的大陸北方系文化

を受入し、その農耕民的文化を變貌せしめたのではなく、大陸から朝鮮半島を經由し、直接日本に渡來侵入し、倭人を征服支配した或る有力な騎馬民族があつて、その征服民族が以上のような大陸北方系文化複合體を自ら帶同して來て日本に普及せしめたと考える方が、より自然であらうと解釋するものです。」と斷じて居られるのであつた。

以上の様な氏の論旨は、こゝに抜き書きした一部分ではその要點を傳える點において不十分であるかもしれないが、實はきわめて明快であり、氏の立場による限りにおいて、十分に一つの學說として成立しうるかに見えるものである。ところがこゝで考えられている騎馬民族出現の時期について、實はこの座談會はいく通りもの異つた解釋を、同じ江上氏の談として傳えているのである。

まずその一つは、古墳時代の前期と後期の境を四、五世紀において考えるという八幡氏の發言につづいて、「私もそう思つている。」（二三三頁）という江上氏の言葉が記録されているのを見るのである。これによると、古墳時代前期の農耕民族的な文化にかわつて、騎馬民族的な文化のあ

らわれる古墳時代後期というのは、四、五世紀にはじまるものと受けとられよう。しかし別なところでは、「またその騎馬民族の中心勢力をなしたものが天皇氏で、その日本渡來が西暦四世紀の前半頃にあることもほゞ想像するに難くないのです。」(二四二頁)とあつて、古墳時代後期文化の出現の如何にかゝわらず、騎馬民族の渡來は四世紀前半のことと考えられているかの如くである。さらに後の部分では「肇國御らず天皇と稱され、四道將軍を地方に派遣したと伝えられる崇神天皇を以て、大和朝廷の創設者と見なすことは出来ないであろうか。」(二七五頁)と見え、それが崇神天皇という一層限定された時期のこととして考えられている。この場合、單なる大和朝廷の創設が問題になつていたのでなく、「征服民族たる大和朝廷」による日本の國家の成立が論じられているのであるということは、前後の關係から疑う余地がない。もとより先學によつてあるいは三世紀の初頭に、あるいは三世紀の中葉に推算された崇神天皇の在位年代觀への賛同を、江上氏に強いるものではないが、崇神天皇の實在を認めるならば、それは四世紀よ

りも三世紀のこととして考えられがちな通説を、どのよう

に批判しようとするのであろうか。

これを要するに、日本における騎馬民族征服王朝説を成立させるためには、氏の巧みな文化様相の對比を活かして、これを古墳時代後期の文化發生の理由とするか、あるいはそういう現象をはなれて、崇神天皇に象徴された大和朝廷の始源の問題とするか、そのどちらに態度をきめるかということが先決問題ではないかと考えられる。少くとも崇神天皇の時代をもつて古墳時代後期と稱することは余りにも考古學界の常識とかけはなれているからである。なお、これについて氏が崇神天皇から古墳時代後期までの間隙を「一世紀足らず」として、「彼等が南朝鮮から日本に渡來した場所が、九州であつたか、山陰、中國であつたかは明瞭でない」が、「日本渡來から近畿進出までの期間」(二四二頁)と解釋しようとしていられるのは、ほとんど説明にならないと思われる。

もとより十分に意のあるところを述べつくされたものとは思えない座談會の速記を、批評の對象とするのはいかが

かと思われるが、さきに終戦後の考古學界の動向を一瞥した一文において、私が氏の所説をそれ自身のうちに成立しがたい時代錯誤を含んでいると評したのは、そういう意味からであつた。

二

かりに日本において騎馬民族の征服による國家の設立を想定するとすれば、それは崇神天皇に象徴される大和朝廷の始源とするにふさわしいか、あるいは古墳時代後期文化の發生の原因と見るべきであろうか。この問題を考古學的に解決しようとするならば、誰しも考えるであろうことは、まずわが國にいつから馬が棲息していたかということであろう。

ところがすでに縄文式時代においても、わが國に馬の棲息を認めねばならないことは、肥後轟貝塚その他から發見せられた馬齒^①によつて明かなところであり、彌生式時代についても、尾張熱田貝塚發見の蹄骨^②の類によつて、馬の存

在は否定しえない。したがつて、問題は單なる馬の存否ではなく、乗馬の風習の有無に置きかえて考えるべきである。たとえば『魏志東夷傳』に韓の風俗を録して、「牛馬に乗ることを知らず、牛馬は死を送るに盡くす」と述べられたような馬のありかたも考えられるからである。

しかし、古墳時代のわが國に見られる乗馬の風習が、そのような古い時代からの發展の繼續ではなく、あらたに大陸からもたらされた流行によるものであらうと考える點においては、『魏志倭人傳』に「牛馬虎豹羊鵲なし」と記された三世紀の史傳を尊重して、四世紀以前の日本に乘馬の習俗がなかつたことを所説の前提とされた、江上氏の態度に賛意を表するものである。

さて、わが國における乗馬の風習の存在を考古學的に立證するためには、家畜としての馬の有無のみでは不十分であるから、乗馬に必要な馬具の遺存を一つの標識とするところが、まず考えられる可能な方法であらう。幸いにして後期の古墳において馬具の副葬が頻繁に見られるという觀察は、後期の語で意味する年代を、五世紀後葉乃至六世紀初

頭以後に求める慣例にしたがう限り、たしかに動かしえない事實によつて裏付けることができる。

しかし、この事實もまたいかようにも解釋しうるのである。すなわちその一つは、この時期にいたつてはじめて、わが國に馬具が普及し、それがただちに古墳の副葬品中に採用されるという形で、直接にあらわれていると見るものであり、また別な解釋は、馬具の普及ははるかに先行したが、死後の世界に馬具の携帯を必要とする思想の發生をまつて、はじめてそれが一般的に副葬品中に加えられるにいたつたとするものである。私自身は古墳に副葬される品物の選擇について、必ずそれが死後の生活に必要とされるといふ判斷が伴つていなければならないことに懐疑的であるが、それは個人的な解釋であるかも知れない。要するに、後期古墳における頻繁な馬具の副葬という事實のみからでは、ただちにわが上代における騎馬の風習の開始の時期を論ずることは困難であるといわねばならない。

そこで問題を考古學的に解決するためにまずなすべきことは、われ／＼が五六世紀以後と考える古墳時代後期より

以前に、すでに馬具の存在が確認されるか否かを検討することであろう。これについては、先に四世紀後葉から五世紀後葉にかけての期間を、古墳時代中期として、その文化の特色を把握すべきことを論じた際に、中期後半の代表的遺物として眉庇付冑をとりあげ、それが時に馬具を伴出する事實を指摘しておいた。^④それは西から數えて肥前今屋敷古墳、筑後月の岡古墳、日向六野原第十號地下式横穴、大和圓照寺古墳、若狭西塚古墳などで見られたのである。

これらのうちで筑後月の岡古墳出土の金銅製鞍金具、木心鐵板被輪鐙、青銅馬鐸、十字形鏡板付轡、金銅製雲珠などの存在は特筆に値するが、同じ木心鐵板被輪鐙の殘片が大和圓照寺古墳から轡の銜金具などと伴出しているほかは、日向六野原十號墳の圓形鏡板付轡にしても、若狭西塚古墳の結紐形香葉と雲珠にしても、とりたてていうほどのことはなく、肥前今屋敷古墳の遺品にいたつては、辻金物に用いたかと思われる金具その他が若干あるにすぎない。

したがつて、これだけの資料からでは、五世紀中葉以後の馬具の實體を明かにするには、やゝ不十分ならみがある

のである。

そこで範圍を少しくひろげて、五世紀代に比定せられる古墳出土の馬具の中に、たとえその一部分ではあるにしても、六世紀以後に一般に用いられたものとは異つた型式の品が含まれているか否かを問題にして見たい。それにはまず、大和圓照寺古墳と筑後月の岡古墳とから発見されている、木心鐵板被輪鐙をとりあげよう。この種の複雑な構造の輪鐙は他にも和泉七觀古墳、河内長持山古墳、屋張志段味大塚古墳などから発見されている。

そのうち和泉七觀古墳は多くの甲冑類を出したことで著名であるが、その年代は履中陵の陪塚であるという以外に、龍文透彫の金銅製帶金具の発見もあつて、五世紀中葉に比定して誤りはあるまい。鐵製輪狀の鏡板を附した轡が伴出している。河内長持山古墳もまた現在允恭陵と定められた古墳の陪塚に當るわけであるが、その可否は論外におくとしても、七觀古墳と同様な帶金具の共存や、特殊な家形石棺の形状その他から見て、六世紀に下らないことは明かである。鐵地金銅張鞍金具、圓形及び十字形の鏡板を具

えた轡、小形の結紐形杵葉や雲珠も伴出している。尾張志段味大塚でも挂甲や帶金具が出ていますが、帶金具は七觀、長持山、月の岡などの様な透文のある型式ではなく、素文の新しい型式であり、鈴鏡の伴出もあつて、その年代は六世紀に下るかと思われる。馬具としても鈴杵葉などの後期古墳の遺物にふさわしいものが含まれている。なお、よく似た構造の木心鐵板被壺鐙を出した近江稻荷山古墳は、横穴式石室内の家形石棺から金銅製の冠や杵、金製耳飾、鑲頭太刀等を伴出し、その年代は濱田耕作博士によつて五・六世紀の間にありといわれている。馬具としては鐵地金銅張鞍金具、杵葉、鏡板、雲珠などの一具が完備している。

このように見てくると、木心鐵板被せの特殊な構造をもつた輪鐙が、わが國ではほゞ五世紀中葉から六世紀初頭にかけて用いられた鐙の一型式であつたことは明かである。これ以後に、これに代つてひろく一般に用いられた鐙の型式が、より實用的な鐵製輪鐙であることはいうまでもない。もとよりこの種の鐵製輪鐙もまた、すでに五世紀後葉のわが國の古墳から発見されていることは、肥後江田船

山古墳の實例をあげるまでもなく認めうるころであるが、その盛行した時期は六世紀以降であり、木心鐵板被輪鐙とは不思議に伴出していないのである。

比較のために南鮮に目を轉ずると、同じ木心鐵板被せの構造をもつた輪鐙は、慶州金冠塚、金鈴塚、飾履塚その他、三國時代の新羅の諸古墳からひとしく發見されていて、わが國のそれが孤立した存在ではなかつたことを示しているのである。しかし、新羅古墳においては、輪鐙の型式は



慶州金冠塚出土木心銅透彫板被輪鐙

上代日本における乘馬の風習(小林)

この一種類にはとどまつていない。

すなわち、もつとも華麗なものから擧げると、まず第一には、なかば唐草文化した龍文の透彫りを施した金銅板を木心に被せて、しかも唐草金具の間から、下に並べた玉蟲の翅鞘をのぞかせた、金冠塚發見の木心金銅透彫板被輪鐙がある。第二には同じ金銅板を用いた型式であるが、透彫りがなく、鉞や步搖を裝飾的にとりあつた、金鈴塚發見の木心金銅板被輪鐙がある。第三は木心鐵板被せの普通の輪鐙の上に、鱗状文を打出した金銅の薄板を張つた飾履塚發見の遺例の型式が擧げられる。わが國にも遺品のある木心鐵板被輪鐙は第四の型式にあたり、第五としては普通の鐵製輪鐙がこゝにもあつて、以上の各型式と共存している。

これらの慶州諸古墳の年代については、瑞鳳塚發見の銀製盒の銘文に見られる延壽元年辛卯の歳の比定について、四五年説と五一一年説との二論があり、最近發見された慶州壺杆塚の青銅壺杆に見える、「乙卯年國岡上廣開土地好太王壺杆十」、すなわち四一五年の製作にかゝることを

明示する銘文の出現によつて問題は再燃した。

しかし、いずれにしても他の慶州諸古墳のみならず壺杆塚においても、すでに相並んで副葬されている木心鐵板被輪鏡の類と、鐵製輪鏡との二種のうち、何故に前者のみが早くわが中期の古墳に出現し、後者はおくれれて後期にひろまることになつたのであろうか。木心鐵板被せの型式は、木心金銅板被せの型式ほど華麗ではないが、河内長持山古墳の遺品の如く、鐵板の上に銅の飾鋸を配した實例もあつて、一般の鐵製輪鏡にくらべると、はるかに裝飾的であり、實用木位とはいいがたいものである。これを五世紀の日本にとつては、實用的な鐵製輪鏡よりも裝飾的な品が喜ばれたと見るならば、その意味するところは、はなはだ重大なるものがあるといわねばなるまい。

少くともこの種の木心鐵板被輪鏡をとりあげることによつて、わが國においてもすでに五世紀中葉には、新羅と同系統の馬具の使用が見られた事實が判明するわけであるが、これにかの有名な河内應神陵陪塚の丸山古墳から發見された、金銅製龍文透彫鞍金具を加えるならば、一層その

結論は正確なるであらう。ただしこの資料は、發見された丸山古墳が應神陵の陪塚であるとはいふものの、その裝飾の手法が、新羅における鞍金具の系列において、壺杆塚や節履塚よりは金冠塚のそれに近いという點で、應神陵自身の年代よりは若干時代を下げて考える必要があり、現存するわが國發見の馬具の實年代を、五世紀中葉以前に遡らせる資料とはならないことは注意しておく必要がある。

丸山古墳の遺品と同様な龍文透彫鞍金具が、同手法の各種の馬具を伴つて日向百塚原古墳からも發見されていることはまた周知の事實である。それらは金冠塚系統の透彫飾金具の手法が、種々の形態の器物の上に表現せられて、わが國にも相當流入していたことを示すに足る資料である。

そういう點からいえば、結紐形香葉の存在もまた、彼我の馬具の同一系統に屬することを證明するに役立つものである。もつとも同じ結紐形の名で呼ばれているにしても、日本出土の遺品の型式と、南鮮のそれとは輪郭の曲線の細部において、やゝ著しい相違があるが、それはわが國のものが半島の型式に多少の變化を加えて導き出されたと理解

し、製作地の相異によつて解釋することを障げるほどのものではない。

要するにわが國の古墳時代における馬具のあり方は、その前期については論すべき資料を欠いて居り、中期においても、馬具の副葬はさほど顯著ではない。しかし顯著ではないが十指に満たぬ程度の資料は數え擧げることができたのである。しかもその多くは新羅の馬具の形制と軌を一にし、彼地における最上級の華麗さをもつ型式ではないが、比較的裝飾的要素の多いものが先んじてわが國にも見られるということがいえるのである。この彼我の一致という事實を、私は少くとも丸山古墳その他の古い鞍金具についてまた各地古墳の木心鍔板被輪鎧について、その馬具自身の輸入によつて解釋しようとするものである。それはとりもなおさず、古墳時代中期においてわが國で古墳に副葬されている馬具は、輸入せられた裝飾的要素に富んだものが大部分であるという結論を導くことになるわけである。

もつとも、こういうまわりくどい證明の方法をとるまでもなく、わが國における乘馬の風習と、その一面の結果と

しての美しく装具で飾られた飾馬の存在とは、埴輪馬の表現によつて明確に示されている。こうした馬形埴輪が、日本書紀の傳えるように垂仁天皇の御代に、人馬及び種々の物の形の土物の一つとして、すでに作りはじめられていたということが眞實ならば、前期に乘馬風習の證據なしとする私の議論は消滅せざるをえないのである。しかし、この野見宿禰にまつわる埴輪始源説話の信するに足らぬことは、今日の考古學界の常識となつてゐる。馬形埴輪の初現については、従來應神陵畔出土と傳うる馬蹄の斷片がとりあげられていたが、自分の見るところでは、それは家形埴輪の破片にすぎぬ様であるから、他に確實な遺品がないとすれば、仁徳陵からの出土品をもつて、五世紀前葉にはすでに存したであろうことを推斷するほかはない。それは現存する遺物による限り、馬具と馬形埴輪とのいすれをとつても、日本における乘馬風習の存在を確認しうる年代には、大差がないことを示している。

ひるがえつて考えると、南鮮における騎馬文化は、それが三國時代のそれと直結されるか否かを論外におけば、明

かに前漢代に遡つてその存在を認めることができる。慶州入室里出土の銅製馬鐸の類は、あるいは馬を失つた文化に於いても持ち続けられるかもしれぬが、慶北永川漁隱洞出土の一括遺物の如きは、その中に馬形の銅製帶銅や銅像などを含んでいるからというだけの意味からではなく、全體として騎馬文化の色彩に富んだものであることは、おそらく異論のないところであろう。

永川漁隱洞と相似た趣の馬形帶鉤六個が備中國郡窪郡加茂村新庄下の榊山古墳から發見されていることは、南鮮における三國時代以前の騎馬文化の系統が、遠くわが國にも及んでいたことを示す資料であると見る人があるかもしれないが、少くとも榊山古墳自身の實年代は、五世紀以前に遡りうる明證を欠いて居る。この孤立した馬形帶鉤の存在は、なお十分に説きつくしえないが、たとえば肥後江田船山古墳發見の轡において、銜が三部分からなる漢型式の残存が見られるように、その傳來の經路を確かめずしては、たゞちにそれをわが國の乘馬風習發源のより古いことを論ずる資料にはできないことは確かである。あるいはまた五

世紀代の古墳においても、攝津南天塚の場合の様に、鞍の鉸具以外には金屬を用いていない、遺存しがたい鞍の副葬の認められる例があるから、五世紀以前に金屬製の裝具をほとんど用いない、實用本位の馬具の先行を想定し、古墳時代前期にも乘馬の風習が存しえたであろうことを主張されるならば、遺物を出發點とする考古學の議論としては、われ／＼はもはや引きさがらざるをえないのである。

それにしても、仿製鏡における中國鏡の圖文の模倣を除いては、各種の工藝製作の上になまつた動物意匠を用いながらつた前期古墳時代の文化が、そのような騎馬民族のものとしてふさわしいと考へうるであろうか。考古學上から言いうることは、わが國における乘馬風習の明證は、五世紀中葉以後に存すること、それ以前には騎馬民族的な遺物は認めがたいこと、まずこの二つである。

註①長谷部言人博士「石器時代の馬に關して」(『人類學雜誌』第四十卷第四號、大正十四年)。

②小林行雄「古墳時代における文化の傳播(下)」(『史林』第三卷第四號、昭和五年)。

わが上代の乗馬の風習を論ずるためには、たとえその文章が後代の作品であることを理由に、資料的價値は第一等のものとしては認められないとしても、一應記紀の記載において、馬がどうとりあつかわれているかということを見無視することはできないであらう。

そこでまず日本書紀をとりあげて、各所に散見する馬に關する記事を卷別に數え上げると下表の如くであり、その總計は三十卷中に一三五項である。ただし、これは馬という字の數の統計ではないから、どの範圍をひと數えるかは人によつて多少異りうるであらう。そのような細部を論ずるまでもなく、かりに書紀三十卷を三分した場合、卷一神代上から卷十應神までの十卷には、馬に關する記事が七項より見あたらぬのに、卷十一仁徳より卷二十敏達までの十卷には四八項、卷二一用明より卷三十持統までの十卷には八十項も數えられる。しかも最初の十卷における七項が

上代日本における乗馬の風習(小林)

いさゝか問題である。

	書紀卷數	紀記	書紀卷數	紀記	書紀卷數	紀記
1 神代上	三(三)		11 仁徳	一	21 用明・崇峻	三(二)
2 神代下	〇		12 履中・反正	三(三)	22 推古	六
3 神武	〇		13 允恭・安康	三	23 舒明	一
4 綏靖・開化	〇		14 雄略	四(三)	24 皇極	七
5 崇神	〇(三)		15 清寧・仁賢	四(三)	25 孝徳	二
6 垂仁	一(二)		16 武烈	二	26 齊明	六
7 景行・成務	一(二)		17 繼體	四(二)	27 天智	四
8 仲哀	〇		18 安閑・宣化	〇	28 天武	八
9 神功	一(三)		19 欽明	一五(二)	29 天武	八
10 應神	一(二)		20 敏達	二	30 持統	六
小計	七(九)			四(八)		八(二)

まず神代卷上に見える三つの記事のうち、四神出生章の第十一の一書に、月夜見尊に殺された保食神の頂に牛馬が化生したという話の眞疑については問題はない。他の二つは素戔嗚尊に關するもので、秋に天斑駒を放つて田の中に伏せたことと、同じく天斑駒を剥いで天照大神の齋服殿に投げ入れたこととであるが、これまた神話として構想されたものと考えることに異論はあるまい。その次に馬の記事

が見えるのは、ヤ、飛んで垂仁紀三二年の條で、有名な野見宿禰の埴輪始源傳説の中に、人馬及び種々の物の形を作るとある埴馬である。しかし、この傳説そのものが土師氏の家傳として後代の修飾を含んでいることは、これまた疑問の余地のないことであつて、實際の馬形埴輪の使用がそれよりも後の時代にはじまつたものであることも、すでに述べた如くである。あるいは景行紀四十年の條にしても、日本武尊が白鹿に化してあらわれた山の神を蒜を以て殺してから後は、この山をこゆるもの、蒜をかみて人及び牛馬に塗るに、おのすからに神氣にあたらずというのであるから、少くともこの時に起つた歴史的事實を述べた文ではない。要するに卷七以前には乘馬としての馬の飼養を立證するに足る記事は一つもないといえるであらう。

さて神功紀になると、攝政前紀に新羅王したがいて飼部となり、春秋に馬梳及び馬鞭を献らむことをちかう、よつてこれを飼部となす、という一節がある。たゞし、この時の新羅征討の事實がすでに疑問視されている以上、この記事もまた採ることはできないわけであるが、後に述べるよ

うに興味ある表現ではある。最初の十卷の七項のうちで、残る一つは應神紀十五年の條に、百濟王阿直岐をつかわして良馬二匹を貢る、すなわち輕坂上厩に養う、因て阿直岐を以て掌り飼わしむ、その馬を養いし處を名づけて厩坂という、とある百濟貢馬の記事である。書紀のみについていえば、新羅貢馬の記事は天武紀、持統紀に見られるが、百濟に關しては推古紀、齊明紀に驢の献貢を伝えるほか、これ以外に貢馬の記録なく、かえつて繼體紀より欽明紀にわたつて、しば／＼わが國から多數の軍馬を與えられた立場にある。したがつて、それらとは年代的に遊離したこの記事をも、否認するための議論を組み立てることはきはめて容易である。

しかし、ここで考えて見たいことは、降伏者新羅王を飼部としたという神功紀の文と、百濟王の使者に掌飼せしめたという應神紀の文との内容の相異についてである。一見それはともに服屬國の人を奴隸視して賤務に従わせたことを物語つているように受け取られるかもしれない。飼部が黥面して天皇の乘馬の轡を執つたことは、履中紀五年の條

に見えて居り、古事紀中卷によれば、久米部の首長としての大久米命が黜ける利目をしていたと思われる歌謡もある。降伏者をして賤位におとし、かえつて天皇の即近に奉仕せしめた事實は、他にも例證を擧げることができよう。

ところが應神紀の阿直岐の場合は實はそうではない。彼はまたよく經典を讀み、太子菟道稚郎子の師とせられたといい、阿直岐史の始祖と伝えられているからである。したがつて飼馬のことも後の倭馬飼造、川内馬飼造等の如く、文字通り掌り飼わしたものであろう。それにしても經典の博士に、馬の飼養までも管掌させたというのは、これがかもし事實とすれば、それは彼を賤しめたからでなく、かえつてわが國に馬事に明るい人物や適當な機關がなかつたことを意味しているものではあるまいか。直接の馬の世話は、當然そのために附いて來ていたと思われる百濟の馬飼をつづいて使用したと考えればよいことである。このように見ると、應神紀のこの一節は、たとい正しくこの年この月の事實ではなかつたとしても、わが國にそれ以前には馬の飼養が行われていなかつたとした場合に、當然起つたのである

うと思われる事態を、期せずして表明している觀がある。とにかく書紀の最初の十卷の中から、當時わが國に馬の存在したことを立證しうるに足る記載を探し出そうとする、それは應神紀の記事一項のみであり、しかもそれは百濟からの貢獻によつて、はじめてわが國に乘馬が現われたと見るに足る記事でもある。

かりにそれをも否定する場合には、仁徳紀五三年の條の、田道が精騎を連れて新羅軍を撃つたというような一節は、またにわかには信じられないことになるかもしれない。しかし、つずいて履中紀元年の條には、黑媛皇妃となつて御馬皇子を生むことが見えて、馬を名とした最初の人名があらわれる。また次の允恭紀二年の條には、乘馬のまま籬にのぞんで忍坂大中姫を嘲つた鬪鶏國造が、大中姫が皇后になつてから罪せられた話が見出される。同五年の條には、殯宮大夫の職務をおろそかにして酒宴の最中を、尾張連吾襲に見られた玉田宿禰が、馬一匹を吾襲に授けて禮幣とし、事の露顯をふせごうとする話が載せられている。これらはもはやわが國において、馬が貴重ではあつても珍

稀ではなくなつていた當時の状態を、ほぼ實際に即して傳えていゝものであると思われる。五世紀の前葉にはわが國で馬が飼育せられ、乗馬の風習が存在したことは、文獻上からも認めて誤りはないであらう。

もつとも五世紀前葉に乗馬の風習が確認せられたからといつて、それがたゞちに騎戦に長じた騎馬民族の存在を意味することにはならない。なるほど仁徳紀には、田道が精騎を連れて新羅軍をうつたとあるが、それはたゞし事實としても騎兵を敵とする半島でのことである。わが國內では仁徳紀をはじめとし、履中紀、雄略紀その他に、しばしば皇位の争奪をめぐる兄弟相争う内戦が記録されているが、そこには數百の兵士の動員は述べられていても、相互に騎戦の行われた描寫は、天武紀元年壬申の亂の條以前には見出されない。内亂が小規模であつたからといへばそれまでであるが、軍備として多數の軍馬が飼養せられ、騎兵集團を構成しうる段階には、まだ達してなかつたことも考えられるのである。軍馬の飼養をうかがわせるに足る記事としては、雄略紀九年の條の兵馬船官や、武烈紀即位前年

の條の官馬が注意に上るが、繼體紀六年、欽明紀七年、同十五年とつずいて出る記載において、その都度百濟に與えられた馬の數が四十、七十、百と増加しているのは作意があるとしても、ほゞこの頃にはそれだけの能力がわが國にあつたと見てよいであらう。雄略紀十三年の甲斐の黑駒、繼體紀六年の筑紫の馬、推古紀二十年の日向の駒、あるいは天智紀七年の近江の牧などが興味をひくのである。したがつてまたそれまでの乗馬の目的は、ます特殊な地位の人の交通機關であり、あるいは騎獵の遊びのためであつたのではあるまいか。

たゞ書紀の記載によつて論を進める限り、その編纂に際して全卷の執筆者が同一でなく、その表現方法が必ずしも統一されてはいなかつたことを無視することはできない。ある筆者は具體的に事件を描寫したために、その文中に馬に關する記載が自然に多くなり、ある筆者は筋を追うことを主にしたために、馬の介在した事實についてもこれを書きもらしたかもしれぬという懸念である。しかし、それとても天武紀の一、二卷における馬に關する記事のおびただ

しきについてはいえるとして最初の十卷を通じて、信據すべき記事がほとんどないという事實については、もはや説明原理としては不十分であろう。書紀のはじめの十卷に馬に關する記事が稀であるのは、またあつてもその時の事實を述べたものではないのは、實にこの期間において、わが國に馬の飼養が見られず、乘馬の風習がなかつたことを明示するものにほかならないと斷ぜられる。

書紀にくらべると古事記には馬に關する記事の數が少く、わずかに十八項であるが、そのうち十項は書紀と内容の共通するものである。前掲の表の下段には、古事記の記事を書紀の相當する記載の卷にあてはめて表示しておいたが、これによると半數が應神以前の最初の十卷に含まれることになつて、書紀とはいささか對照的である。しかし、實はこのうちで崇神、垂仁、景行の三項は、いづれも驛使とある語を數えたものであり、神代と崇神の條の各一項とともに、單なる文章の綾にすぎないと思われる。したがつて應神以前で問題にするに足るものは、速須佐之男命の天斑馬と、新羅王の御馬甘と、百濟貢馬との書紀と共通した

三項のほかに、仲哀天皇の崩御に際して、種々の罪をまぎて國の大赦して云々とある文の、馬婚牛婚の一項があるのみである。たゞしこれまた大赦の一般的目的を叙したのもとして、看過して差支えないものと考えられる。要するに古事記からも、書紀の場合と異つた結論は導かれぬのである。

なお問題の焦點は異なるが、わが上代の品部を古い氏族制によるA型と、歸化技術者によるB型と、被征服者によるC型との三型に分けて考察せられた井上光貞氏の研究^①において、馬飼部がB型の代表的な實例としてとりあつかわれていること、かつ氏がB型の品部の成熟期を五世約の前半よりも前ではあるまいと結論せられていることなども、以上の私見を補うに役立つものと思ふのである。

たゞ書紀によつて立論する以上は、雄略紀九年の條に、田邊史伯孫が月夜に蓬累丘譽田陵下に赤駿に騎るものに逢い、乞うて馬を換えて厩に入れ、明且に見れば赤駿は變じて土馬となり、伯孫の馬は譽田陵の土馬の間に在るを見た、とある一節を無視することもできないのである。この

物語の内容については、すでに河村秀根の『書紀集解』に、中國の民間説話に基づく醜案であることが説かれてい
るが、それにしても、譽田陵が特定の應神陵を指すとすれ
ば、應神陵に土馬の存する様を見得た人々の間で作られた
説話としてとりあつかわれるべきことに變りはない。した
がつて、先に考古學的には實證されていないとして保留し
た、應神陵における馬形埴輪の使用を改めて承認し、わが
國における乗馬風習の出現を四世紀の末葉まで繰り上げる
べきであろうか。これについては、なお今後の調査に待ち
たいと思う。

註①井上光貞「部民の研究」(『日本古代史の諸問題』昭和二四年刊)。

四

上代の遺物を通観するに、古墳時代前期には乗馬の風習
を物語る資料なく、また自發的な動物意匠の流行も見られ
ない。中期に入ると徐々に馬具の副葬がはじまり、馬形埴

輪の製作の開始によつて、乗馬の存在は他の面からも證明
されるが、馬具が一般に普及し古墳の副葬品として普通に
見られるようになったのは後期のことである。またこれら
の中期の馬具は、南鮮の遺品と系統を一にし、しかも一例
を證にとつていうならば、彼地において同時に行われたう
ちの實用的な型式でなく、最上級ではないまでも裝飾的な
型式の馬具がまずわが國に採用せられ、しかる後に實用的
な型式がとりあげられて後期に普及した。中期におけるこ
れらの馬具の初現の時期は、確實には五世紀中葉までは遡
りうるが、四世紀末まで上げることはいまのところ不可能
であろう。上代日本における乗馬の風習について、考古學
上からいふことを要約すれば以上の如くである。

それに對して文献的考察の結果は、日本書紀を資料とし
た場合、神功紀以前にわが國で馬の飼育せられていた事實
を確證する記事がなく、應神紀にいたつてはじめて百濟貢
馬のことが見える。しかもその文意は、當時わが國には飼
馬の技術や經驗に富んだ、適當な飼育者が存しなかつたこ
とを察せしめるものがある。履中紀以後においては、交通

用または騎獵用として馬が特殊な人々の間で飼養せられた記事が次第に多くなるが、騎兵集團を編成するに足るほどの多量の軍馬が國內で飼養せられるにいたつたのは、おそらく雄略以後のことであろう。馬飼を業とする部民の形成もまた、その形態から見て五世紀の前半より以前には遡りえないと考えられる。

さて、遺物と文献との二種の資料から別々に導かれた以上の二つの結論は、この場合期せずして合致した結果を示している。それをさらに語をかえて表現すると、四世紀以前のわが國には乘馬の風習が存しなかつたこと、それが一般に實用化したのは五世紀末以後であつて、その間にはやや永い過渡的漸進期が見られることである。しかししてこの漸進期の原動力は、異國の流行の攝取として、外交儀禮の整備として、かつまた對外軍備の蓄積として、すべて半島諸國との交渉の上に發生してゐるのである。さらに騎馬に必要な馬具の供給は、當初は輸入品をもつて當てられ、後に鞍部の如き歸化の工人によるわが國での製品に移つたのであつた。五世紀末以後の日本的變形せられた馬具の出

現などは、まさしくかく理解されるべきものであらう。

さて、こゝでもう一度ははじめの問題に返つて考えて見ると、騎馬民族の征服による日本國家の設立が着想せられた理由の一つには、古墳時代前期の文化と後期の文化との間に、江上氏によつて「根本的に異質的な」と見られ、「その變化が急激で、その間に自然な推移の迹を認め難い」(二四〇頁)と目された、文化相の相異が存したからであることは動かない。しかし普通に古墳時代を前後の二期に分かつ場合には、五・六世紀の交にその交替を認めているのであつて、わが國に乘馬の風習がようやくはじまつたかと思われる五世紀前葉をもつて後期のはじまりとするようなことはない。むしろ五世紀前葉が前期の最盛期にあたることは、前後の二期區分による限り、誰しも異論のないところであつた。それは古墳における埋葬の様式、副葬品の種類などにおいて、五世紀代には後期を代表するような要素が一般的でなかつたとする認識に基づくものである。しかもこの時期において、たとえば乘馬の風習の如き、後期的な文化現象の萌芽はすでに育ちつゝあつたのである。

わが國の古墳時代の文化に關する限り、いかなる時をもつてそれを前後の二期に分斷しても、あらゆる現象が揃つて裁然と區分せられ、あるいは急激に變化したと認めうるような適當な時は見出されない。もちろん社會の各般の事象についていうのではなく、上層の古墳に表現されたところのみについて考えてもそうである。したがつて、江上氏等が文化の全般について設定された騎馬民族の様相の存在を、單に乘馬の風習の有無のみについて例證した、批判の不十分であることは認めるにやぶさかではないが、それにもかゝらず、そのいわゆる騎馬民族の様相の形成が、自然な推移の迹を認めないようなものとしては立證しえないことも事實である。くりかえしていうが、わが古墳時代の文化を二期に區分するための原理としては、その區分の時期をいつに求めるとしても、騎馬民族の征服によつて事を解決する方法は考慮の余地がないのである。

しかし、江上氏もその突然の出現に關心を示して居られるように、大和朝廷の設立者としての崇神天皇の登場は、少くとも今日の考古學界の知識をもつてしては解きえない

多くの謎に包まれた問題である。北九州においてむしろその最高峯を有したと思われる彌生式時代の文化から、いかにして畿内に中心を移した古墳時代の文化が繼起しえたのであろうか。こういう容易には解きたい問題についてこそ、世界的な博い見地から立論された、自由な解釋を示されんことを希望して、この一文の筆を措くことにする。

（一九五〇・一二・一一）

〔附記〕日本の古墳から發見される裝飾的な木心鍍板被せの鐙としては、木稿で問題にした輪鐙のほかに、六頁に一例を擧げたような壺鐙があつて、近江稻荷山古墳のほかに、筑前山ノ神古墳から出て居り、また、そのやゝ變化した型式は、筑前王塚古墳、近江山津照神社古墳などから出ている。これらの木心鍍板被せの鐙は、實用的な鍍製輪鐙の普及した古墳時代後期において、それと並んで裝飾的な鐙としてわが國で用いられたものであつたのである。餘白を利用して一言附記しておく。（一九五一・六・二一）

ENGLISH SUMMARY

HORSE-RIDING IN ANCIENT JAPAN

Yukio Kobayashi

Recently the theory has been proposed, and much discussed, that the establishment of the ancient Japanese State was achieved through conquest by a horse-riding race, but this theory seems to contain a chronological difficulty with regard to the birth of the ancient Japanese State. From the archaeological point of view the upper chronological limit of the horse-riding practice in Japan can hardly be placed prior to the 5th century, A.D., and the spread of the practice seems to have been later than the 6th century. Documental evidence from the *Nihon Shoki* also indicates that most of the references to horses in it appear in connection with events happened after the 5th century, and that those mentioned in connection with events happened before the 4th century seem to be doubtful ones. Just as archaeological evidence shows that the horse-equipment and trappings of 5th century Japan belong to the same pattern with those found in South Korea, so trustworthy documental evidence with regard to the horse-riding practice in Japan appears only in connection with Japan's communications with Korea. Horse-riding was introduced for the first time into Japan through contact with continental horse-

riding peoples in Korea where the Japanese had been sending expeditionary forces, and the horse-riding practice in this island country took considerable time to spread. Such a theory as the establishment of the ancient Japanese State by an invading riding people is an utter fallacy.

“LOAFERS” IN THE NARA PERIOD

Kojiro Naoki

In ancient Japan those who lived in other places than their own places of register were called “deserters” or “loafers.” The difference between the ordinary people and these “loafers” seems to have been that the latter did not pay taxes or were not subject to *corvées*. Though it is undeniable that difficulties of living caused peasants to run away from their native places, some of them were undoubtedly those who had wanted to improve their living by immigrating to better places. They must have settled down, however, somewhere and begun to cultivate new soil. Their settlement and living were made possible only by coming under the protection of manor holders. And relationship between the protector, i.e., manor holder, and the protected, i.e., “loafer,” seems to have been a kind of tenancy where the protected was entitled to a certain degree of independence.